

結婚資金、住宅資金など、お客様の目的に合わせて、毎月計画的に積み立てする預金です。

はじめませんか？

定期積金



コツコツと、

自分のペースで

お積立て。

目標額 1,000万円コース

毎月のお掛込額	お積立回数	満期受取額
420,000円	24回	10,080,000円+給付補填金
280,000円	36回	10,080,000円+給付補填金
210,000円	48回	10,080,000円+給付補填金
170,000円	60回	10,200,000円+給付補填金

目標額 100万円コース

毎月のお掛込額	お積立回数	満期受取額
42,000円	24回	1,008,000円+給付補填金
28,000円	36回	1,008,000円+給付補填金
21,000円	48回	1,008,000円+給付補填金
17,000円	60回	1,020,000円+給付補填金

目標額 500万円コース

毎月のお掛込額	お積立回数	満期受取額
210,000円	24回	5,040,000円+給付補填金
140,000円	36回	5,040,000円+給付補填金
110,000円	48回	5,280,000円+給付補填金
90,000円	60回	5,400,000円+給付補填金

目標額 50万円コース

毎月のお掛込額	お積立回数	満期受取額
21,000円	24回	504,000円+給付補填金
14,000円	36回	504,000円+給付補填金
11,000円	48回	528,000円+給付補填金
9,000円	60回	540,000円+給付補填金

※この定期積金は預金保険制度の対象商品です。※適用利率は店頭表示金利とします。※個人の給付補填金には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。※満期日前に解約された場合は、中途解約利息をお支払いいたします。※総合口座のお取扱いはできません。

詳しくは店頭窓口にお問い合わせください。

 熊本第一信用金庫

スマホの方はこちらから

第一信金

検索

<http://www.daichishinkin.co.jp>



定期積金のご案内



ご利用いただける方	個人のお客様 法人のお客様
期間	1年以上 5年以下
お預入	(1) 預入方法…契約期間内での分割払込みとなります。 (2) 預入金額…1,000円以上 (3) 預入単位…1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払戻いたします。
お利息(給付補填金)	(1) 適用金利 ご契約時に証書に表示する利率を満期日まで適用いたします。 (2) 給付補填金の支払方法 給付補填金は満期日以後に一括してお支払いいたします。 (3) 計算方法 給付補填金は付利単位を100円としてご契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算いたします。
税金	個人のお客様のお利息(給付補填金)には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※マル優制度はご利用いただけません。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの期間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 法人のお客様のお利息は総合課税となります。
付加できる特約事項	普通預金および当座預金からの自動振替によるお預入ができます。
中途解約時のお取り扱い	満期日前に解約する場合は、次の①、②の中途解約利率によりお利息相当額を計算し、この積金の残高相当額とともにお支払いいたします。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合…解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合…約定利回り×60%(解約日における普通預金利率を下限とします)
金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利表示ボード、または窓口へご照会ください。
ご注意いただきたい その他の事項	・お払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または約定利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後のお利息(給付補填金)は解約日における普通預金利率により計算いたします。 ・自動振替で、引落し口座の残高(残高については、受入れた証券類で決済確認前のものを差し引いた支払可能残高、総合口座の貸越極度額を含む)が振替金額に満たない場合は、通知することなくその日の振替を行いません。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息(給付補填金)が保護の対象となります。 ・当金庫に他科目預金を含め複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息(給付補填金)が保護されます。

※詳しくは店頭窓口にお問い合わせください。

 熊本第一信用金庫

〒860-0806 熊本市中央区花畑町10番29号

第一信金

検索

<http://www.daichishinkin.co.jp>